

# 一般社団法人近畿・北陸気道疾患研究会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人近畿・北陸気道疾患研究会〔Kinki Hokuriku Airway disease Conference (KiHAC)〕と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪狭山市に置く。

2 当法人は、理事会の議決によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、近畿圏・北陸圏を中心とする呼吸器内科・小児科・耳鼻咽喉科医師を対象に気道疾患をテーマに臨床的な研究・意見交換および啓発により、気道疾患に関する診断および治療技術の向上を図り、若手医師の育成および国民医療に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、第3条の目的を達成するため次の各号の事業を行う。

- (1) 本会の目的達成に必要な基礎・臨床・疫学的なプロジェクト研究の事業
- (2) 呼吸器内科、小児科、耳鼻咽喉科各領域の気道疾患（アレルギーを主体）啓発
- (3) 本会の目的達成のために行われた研究成果の学会発表・論文投稿
- (4) 医療関係者を対象とした集会/研究会の開催
- (5) 本会で得られた研究成果についての会員相互の利用及び活用の推進
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告（<http://kihac.com/>）により行なう。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行なう。

(機関)

第6条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

## 第2章 社員

(法人の構成)

第7条 当法人は、第3条の目的に賛同する医師、研究者、その他の医療関係者及び医薬関係者によって構成する。

(入 社)

第8条 社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(会費の支払義務)

第9条 社員は、会費を支払うものとし、その金額は社員総会の決議で定める。本条の会費は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という。)27条の経費とする。

(退 社)

第10条 社員本人は退社の申し出により当法人を退社することができる。ただし、退社の申し出は、1ヶ月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(社員の資格喪失)

第11条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または解散したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

(除 名)

第12条 当法人の社員が、当法人の名誉を棄損し、もしくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第13条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

### 第3章 社員総会

#### (招 集)

第14条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 定時社員総会の招集は、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して書面で招集通知を発するものとする。

#### (議 長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

#### (議決の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第17条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

#### (議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

#### (社員総会議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

### 第4章 役員

#### (員 数)

第20条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上20名以内

## (2) 監事 1 名

### (選任等)

第 2 1 条 理事および監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

- 2 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 3 他の同一団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

### (任 期)

第 2 2 条 理事の任期は、選任後 2 年以内の最後の事業年度に関する定時社員総会の終結までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、就任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結までとし、再任を妨げない。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行う権利義務を有する。

### (理事の職務権限)

第 2 3 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 代表理事及び理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 3 代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会で選任した順序により理事がその業務に係る職務を代理し、又はその職務を行う。

### (代表理事の職務権限)

第 2 4 条 当法人は代表理事を 1 名置き、理事の互選により定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

### (監事の職務権限)

第 2 5 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 当法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係わる計算書類及び事業報告等を監査すること。
- 3 社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(役員報酬)

第26条 理事・監事は無報酬とする。

(取引の制限)

第27条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合は、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(役員賠償責任)

第28条 理事、監事はその任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任はすべての社員の同意がなければ免除することができない。

(責任の免除又は限定)

第29条 当法人は、一般法人法第111条第1項の役員賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 理事会

(種類及び開催)

第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 代表理事が必要と認めたとき
  - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会招集の通知が発せられていない場合に、その請求をした理事が招集したとき

- (4) 第 24 条（監事の職務権限）の報告のため、監事から理事長に招集の請求があったとき
- (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を開催日とする理事会招集の通知が発せられていない場合に、その請求をした監事が招集したとき

（招 集）

第 3 1 条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

（招集手続きの省略）

第 3 2 条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

（議 長）

第 3 3 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（定足数）

第 3 4 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（理事会の決議）

第 3 5 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第 3 6 条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（議事録）

第 3 7 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10 年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 会 計

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。

これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第40条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第41条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

## 第7章 附 則

(最初の事業年度)

第42条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成30年1月31日までとする。

(設立時社員の氏名)

第43条 当法人の設立時社員の氏名は、次のとおりである。

東田 有智

藤澤 隆夫

藤枝 重治

岩永 賢司

(設立時役員)

第44条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事

東田 有智

藤澤 隆夫

藤枝 重治

設立時監事

岩永 賢司

設立時代表理事

東田 有智

(定款に定めのない事項)

第45条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人近畿・北陸気道疾患研究会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に署名（又は記名）押印する。

平成29年6月1日

設立時社員 東田 有智 ⑩

設立時社員 藤澤 隆夫 ⑩

設立時社員 藤枝 重治 ⑩

設立時社員 岩永 賢司 ⑩